

株式取扱規程

(改訂年月日)
2022年9月1日

伯東株式会社

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第4条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項のほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主名簿記載事項に係る届出)

第5条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第6条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第8条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第9条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第10条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(新株予約権者の届出事項等)

第11条 当会社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については、第5条から前条までの規定を準用する。ただし、第4条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 株主確認

(株主確認)

第12条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4. 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第5章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第13条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第14条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案権の株主総会参考書類)

第15条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第6章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第16条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第17条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第18条 買取請求があったときの買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払い又は支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振り替えるものとする。

第7章 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第20条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第21条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第22条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第23条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第24条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第25条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2. 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第8章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第26条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第9章 手数料

(手数料)

第27条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 株主その他の者が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。

第10章 雑 則

(総株主通知に係る正当な理由)

第28条 振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規程に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 現在の株式所有者に対して通知をなす必要があると取締役会が判断した場合
- (2) 現在の株式所有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合
- (3) 株主の意思を確認するための手続きを実施する場合

(情報提供請求に係る正当な理由)

第29条 振替法第277条に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規程に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 当社が、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合
- (2) 大量保有報告書の記載の正確性について調査を要すると判断した場合

付 則

1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成2年7月1日に改訂、実施する。
3. この規程は、平成6年6月27日に改訂、実施する。
4. この規程は、平成6年11月22日に改訂、実施する。
5. この規程は、平成8年8月1日に改訂、実施する。
6. この規程は、平成10年6月26日に改訂、実施する。
7. この規程は、平成11年2月16日に改訂、実施する。
8. この規程は、平成11年10月1日に改訂、実施する。
9. この規程は、平成12年12月26日に改訂、実施する。
10. この規程は、平成13年10月1日に改訂、実施する。
11. この規程は、平成14年7月26日に改訂、実施する。
12. この規程は、平成15年6月26日に改訂、実施する。
13. この規程は、平成16年6月29日に改訂、実施する。
14. この規程は、平成17年10月1日に改訂、実施する。
15. この規程は、平成18年5月1日に改訂、実施する。
16. この規程は、平成19年6月27日に改訂、実施する。
17. この規程は、平成21年1月5日に改訂、実施する。
18. この規程は、平成30年4月2日に改訂、実施する。
19. この規程は、2022年9月1日に改訂、実施する。

以 上